

## 川崎市政策評価審査委員会公募委員選考委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市政策評価審査委員会の公募による委員の選考を行う川崎市政策評価審査委員会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務企画局長
- (2) 総務企画局都市政策部長
- (3) 総務企画局総務部長
- (4) 総務企画局行政改革マネジメント推進室長
- (5) 総務企画局都市政策部企画調整課長

(委員長)

第3条 委員のうち1人を委員長とし、総務企画局長をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務企画局都市政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年5月27日から施行する。  
(川崎市政策評価委員会公募委員選考委員会要領の廃止)
- 2 川崎市政策評価委員会公募委員選考委員会要領（17川企評第11号）は、廃止する。